

立正大学社会福祉学会「研究助成金」募集要項

本学会の会員の中で、特に研究に意欲的に取り組んでいると認められる者に対して研究助成金を贈呈します

記

1 「研究助成金」

学生会員(学部生) 1件につき 30,000 円 原則2件程度

学生会員(大学院生)・普通会员 1件につき 100,000 円 原則2件程度

*ただし、大学院生については、最終年度でなく助成が決定した場合、翌年度も継続して申請することが望ましい。継続して助成が決定した場合にも助成金は、100,000円とする。

- 2 「研究助成金」は、研究に意欲的に取り組んでいると認められる会員に対して、審査のうえ、授与します。なお、この「研究助成金」に応募する場合は、下記の「3 研究助成金の応募要項」に従って、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、定められた期日までに学会宛てに郵送またはメールで提出してください。所定の申請書については、立正大学社会福祉学会ホームページの各種ダウンロードに掲載されています。
- 社会福祉学会の住所、メールアドレス及び応募の期日等については、「立正大学社会福祉学会ニュース」をご覧ください。

3 研究助成金の応募要項

- (1) 研究題目 40字以内で記載する。
- (2) キーワード 3～5語をつける。
- (3) 研究目的 目的を具体的に記載する。
- (4) 研究計画・方法 何について、どのような方法で研究を進めるのか、具体的に記入する。
- (5) 研究経費 全額同一科目にすることを避け、2種類以上に支出する。支出については、領収書を年度内に本学会に提出する。(科目は、物品費、旅費、謝金、その他の4種類です。例えば、次のような支出のしかたは避ける。①物品費で書籍のみを購入する。②パソコンのソフトウェアのみを購入する。③現地調査費で旅費のみに支出する等)
- (6) 謝金 全体の20%以内にする。(専門知識の提供やフィールドワークでの手土産代などを含む)

4 研究助成を受けた者の義務

- (1) 研究助成を受けた年度に開催される「立正大学社会福祉学会研究大会」で、その段階までに到達した成果を報告する。学生会員(大学院生)・普通会员については、直近の「立正大学社会福祉研究」に論文を投稿する。
- (2) 申込み期限及び申込先は別に定める。
- (3) やむなく研究を中止する場合は、速やかに連絡し、助成金を返還する。

付則 本募集要項は平成 21 年度より実施する。
本募集要項は令和 2 年度より実施する。
本募集要項は令和 4 年度より実施する。
本募集要項は令和 6 年度より実施する。